

座間市立学校体育施設開放の団体登録、施設利用等の手続きに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、座間市立学校体育施設開放実施要領（以下「要領」という。）第11条第3項に基づき、座間市立学校体育施設開放の団体登録、施設利用等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(団体登録申請)

第2条 要領第5条の学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）に団体登録をしようとする場合は、学校体育施設利用団体登録申請書（1号様式）に必要な書類を添付して、スポーツ所管課に提出しなければならない。

2 スポーツ所管課は、前項の登録申請書を受理した場合、当該校に設置された要領第7条の学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に意見を聴いた上で登録の可否を決定するものとする。

3 スポーツ所管課は、前項の登録を認めた場合は、登録番号を付して学校体育施設利用団体登録台帳（2号様式）に必要事項を記載する。

4 第2項により学校体育施設利用団体として登録が認められた団体は、当該登録内容に変更が生じた場合は、速やかに学校体育施設利用団体登録事項変更届（3号様式）に必要な書類を添付して、スポーツ所管課に提出しなければならない。

5 スポーツ所管課は、第3項の登録台帳を作成した場合又は更新したときは、速やかに当該学校長へ提出するものとする。

(登録要件)

第3条 要領第5条による団体登録の要件は、市内に住所を有する満18歳以上の者（高校生は除く）及び市内に在勤する満18歳以上の者若しくはそのいずれかの者が7割以上を占める10人以上の団体であること。ただし、競技種目によっては、この限りではない。

2 高校生以下の団体登録は、前項の規定に加えて代表者が成人であること。

3 前2項のほか、開放校の学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員として運営委員会の運営等に積極的に協力できる団体であること。

4 利用者全員がスポーツ傷害保険（損害賠償責任付き）に加入していること。

(団体登録の取消し)

第4条 要領第6条第1項第3号の期間は、2年間とする。ただし、団体からの申し出によりやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(利用日の割当)

第5条 要領第8条第2項による利用日時の調整をした運営委員会は、学校体育施設利用割当一覧表（4号A、B様式）に調整結果を記載し、施設を利用しようとする日の属する月の前月の

初日までにスポーツ所管課へ提出しなければならない。

- 2 スポーツ所管課は、前項の割当一覧表を受理したときは、速やかに当該学校長へ提出するものとする。

(利用申請)

第6条 運営委員会は、要領第8条第1項の利用申請をしようとするときは、施設を利用しようとする日の属する月の前月の初日までに学校体育施設利用申請書（5号様式）をスポーツ所管課に提出しなければならない。

(利用承認)

第7条 スポーツ所管課は、前条の利用申請書の内容を審査し適当と認めたときは、学校体育施設利用承認書（6号様式）を交付するものとする。

(管理指導員の届出)

第8条 登録団体の代表者は、要領第10条第1項の管理指導員を定めたとき及び変更したときは、管理指導員届出書（7号様式）をスポーツ所管課へ提出しなければならない。

(管理指導日誌)

第9条 管理指導員は、要領第10条第2項各号に掲げる事項を確認し、管理指導日誌（8号A、B様式）に必要事項を記載すること。

附 則

- 1 この細則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、施行日以前に決定している利用日時については、従前のとおりとする。
- 2 施行日以前に登録をしている団体は、第2条第1項に規定する団体登録の手続きは不要とし、第3条第1項及び第4項の規定については、当面の間、適用しない。